

公衆用道路寄附採択基準

制定 昭和 59 年 5 月 4 日

改正 平成 15 年 6 月 1 日

改正 平成 22 年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、別海町（以下「町」という。）が寄附による道路を採択し、今後町が道路として管理する上での道路の構造、附属物及び管理等の条件並びに手続きに関する事項を定めるものとする。

(基本的条件)

第 2 条 路線は、現に一般交通の用に供されており、かつ、公共性の高いもので、次の各号のいずれかに該当しているものでなければならない。この場合において当該路線が他の道路に接続するときは、その接続する道路の車道幅員は 4 メートル以上でなければならない。

- (1) 路線の両端が道路法第 3 条に規定する道路（以下「道路法上の道路」という。）に接続している道路
- (2) 路線の一端が道路法上の道路に他端が農道、若しくは町有道路等に接続している道路
- (3) 路線の一端が道路法上の道路に接続し、他端が公園・広場・学校等公共施設に接続している道路
- (4) 路線の一端が道路法の道路に接続している循環状道路
- (5) 路線の他端部分にロータリー、転回広場、除雪たい積広場等が設けられていて交通および維持管理上支障がないと認められる袋状道路

(道路の構造及び附属物)

第 3 条 道路の構造は、次の各号に示すものとする。

- (1) 道路の車道幅員は、4 メートル以上とし、別表に定める基準による路側（側溝のある場合を除く。）が設けられていること。
- (2) 道路の排水施設は、別表に定める構造とし、道路排水以外の排水施設と区分されていること。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- (3) 道路は、別表に定める基準により防塵処理が行われていること。
- (4) 道路が交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120° 以上の場合を除く。）は角地の隅角をはさむ辺の長さ 2 メートルの二等辺三角形の部分に道を含む角切を設けたものであること。

(道路敷地の幅および境界標)

第 4 条 道路敷地の幅および境界については、次の各号に示すものとする。

- (1) 用地幅は 7. 27 m 以上（新規造成地）を原則とする。
- (2) 道路が交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120° 以上の場合を除く。）は角地の隅角をはさむ

隅切りの長さ3.00メートル以上の二等辺三角形の部分角地を隅角として道路敷地に含めること。

(3) 道路敷地と民地の境には道路境界標（コンクリート杭）を設置すること。

(占有物件等の設置基準)

第5条 占有物件等（道路に布設され、道路管理者以外のものが管理し、又は管理するようになる施設）については、次の各号によるほか、道路法及び同法施行令の規定によるものとする。

(1) 電柱は道路敷地外に設置するものとするが、やむを得ない場合は、路端よりに設置し、その反対側に他の占有物件がある場合は、これと8メートル以上の距離が保たれていること。

(2) 水道管又は下水道管の埋設は、事前に町と十分に協議すること。

(3) 前各号に掲げるもの以外の占有物件等は、重圧に耐え、又は交通に支障を及ぼさないよう布設されていること。

(占有物件等の取扱い)

第6条 占有物件等については、道路を町に寄附することについて、所有者又は管理者の同意があること。

2 私設上水道施設については、町道に認定された後町水道課へ移管する旨の確約がなされていること。

3 埋設された私設排水施設については、その管理者が明確であり管理上の協議がなされていること。

(道路の維持管理)

第7条 当該道路が寄附採納されてから2年間（かし担保期間）は、申請者において、維持管理（ただし、路面整正・除雪を除く。）を行うものとし、申請内容に変更を生ずる行為を必要とするときは、町の承認を得るものとする。

(事前協議)

第8条 道路を町に寄附しようとする者は、あらかじめ概要を記載した書面を提出し、事前協議を行うものとする。

(寄附申込書)

第9条 道路を町に寄附しようとする者は、公衆用道路寄附申込書（以下「申込書」という。）を提出するものとする。

2 申込書の様式及び添付書類は、別記のとおりとする。

(検査)

第10条 申込書が提出されたときは、町において検査を行うものとする。

2 前項の検査においては、必要に応じ、試験掘り及び破壊検査を行うことができる。

3 前項の試験掘り等の復旧は、申請者の負担において行うものとする。

(かし担保)

第11条 かし担保期間は、寄附採納後2年とする。

(第三者に対する責任)

第 12 条 寄附採納される道路用地については、所有権以外の権利（賃借権、地上権、質権、抵当権等の権利）が設定されていないこと。

2 寄附採納することによって第三者から異議等が生じた場合は、申請者において解決するものとする。

（帰属及び登記）

第 13 条 寄附採納に係る道路（附属物を含む。）の町への帰属の日は、施設及び土地を町に引渡した日とする。

2 道路用地の所有権移転登記は、土地の引渡しを受けた後、別海町において行うものとする。

（その他）

第 14 条 前各条に定めるもののほか必要と認められる事項については、その都度町の指示するところによるものとする。

（特例）

第 15 条 町長が公益上、特に必要と認めるものについては、一部この要綱の規定によらないことができる。

（1）町が新に築造しようとする道路。

（2）平成 15 年以前に道路の整備をし、旧寄附採択基準に満たしている道路

（3）その他、町長が特に必要と認める道路。

附 則

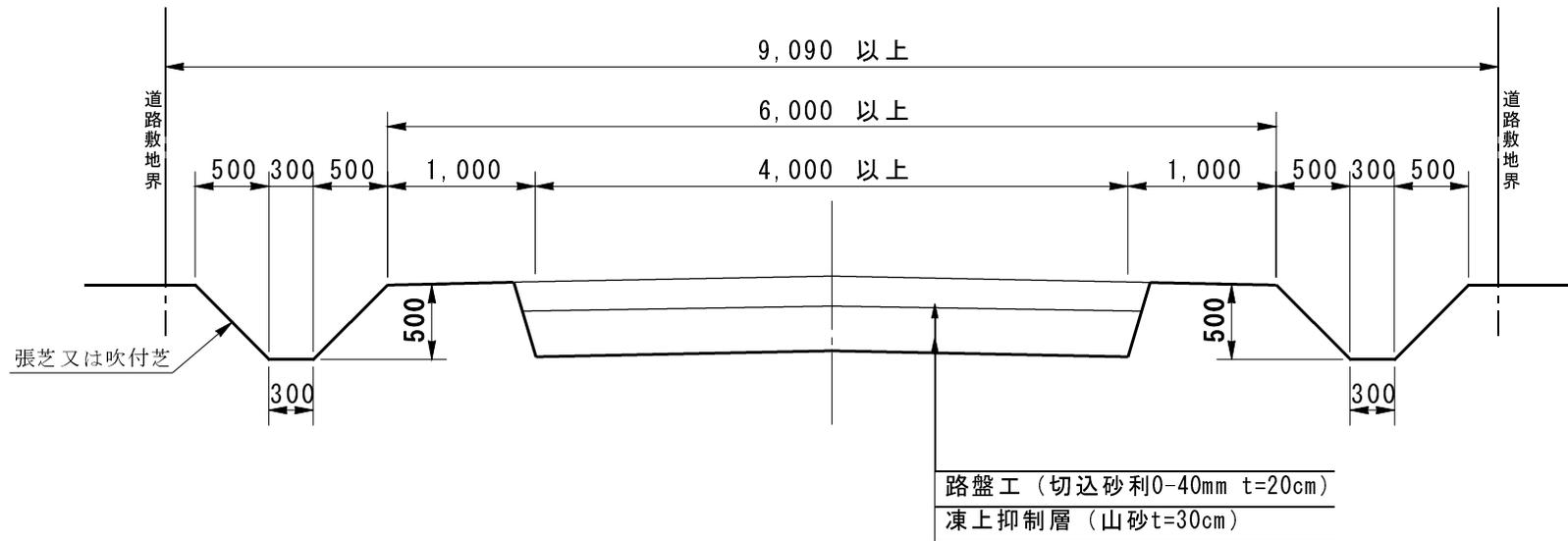
この基準は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

別表
(第3条第1号関係)

道路標準断面図 (素堀側溝タイプ)

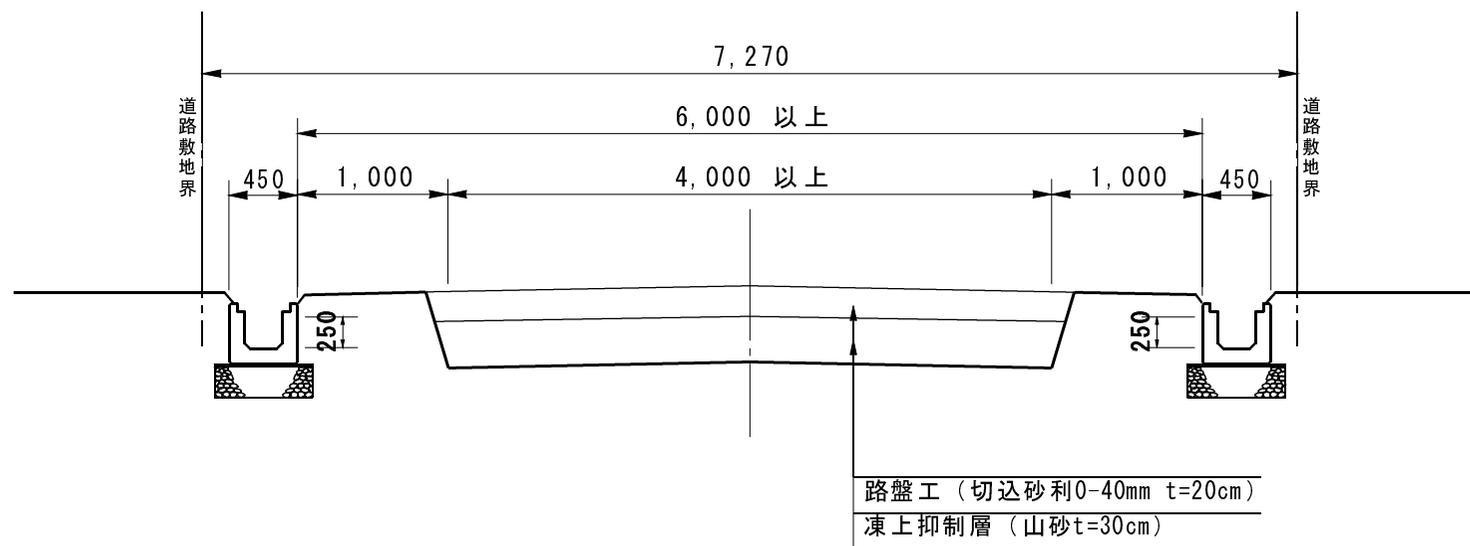


別表

(第3条第1号関係)

道路標準断面図

(特殊U形側溝タイプ)

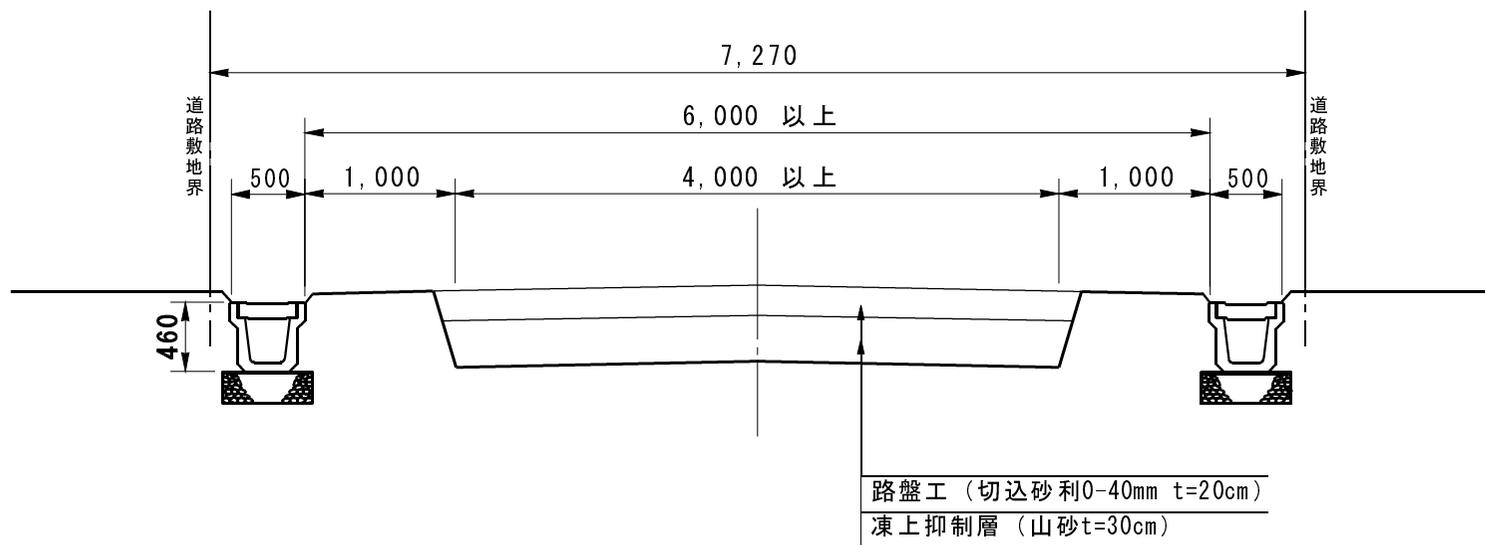


別表

(第3条第1号関係)

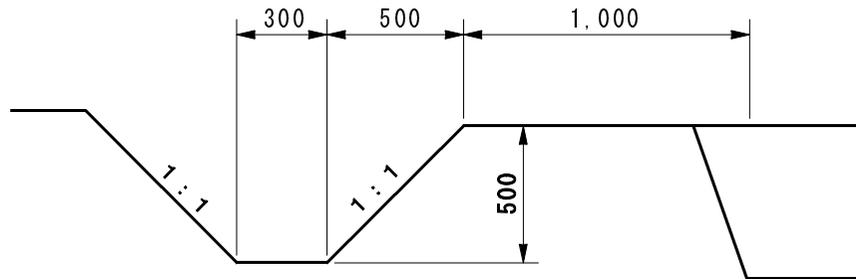
道路標準断面図

(トラフ側溝タイプ)

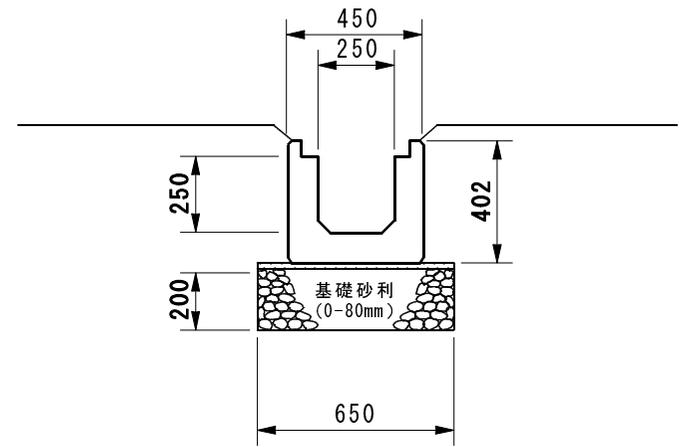


別表
 (第3条第2号関係)

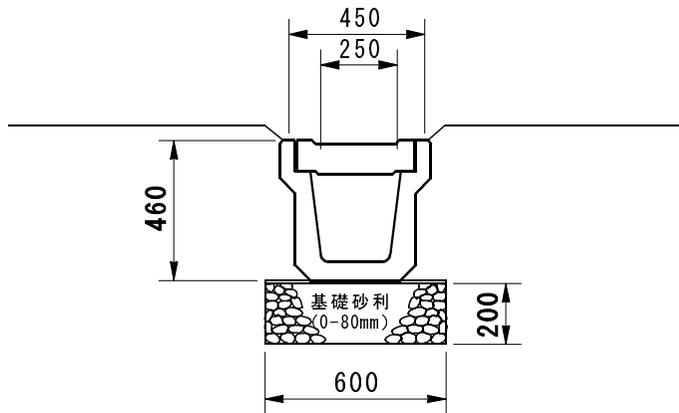
素堀側溝



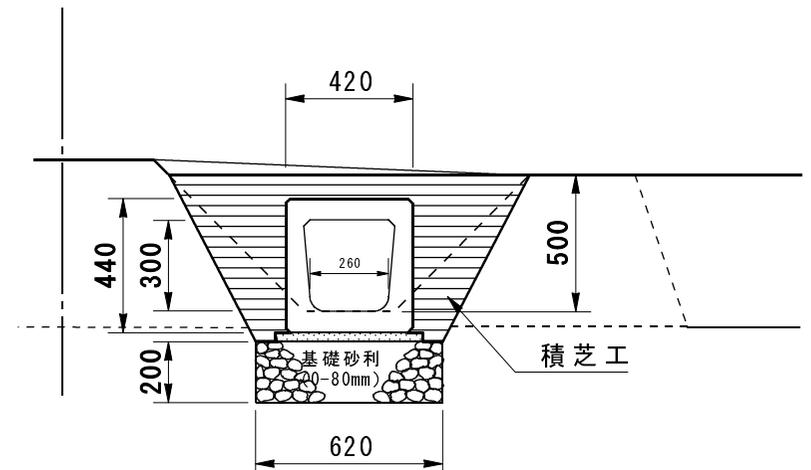
特殊U形側溝



特殊U形側溝

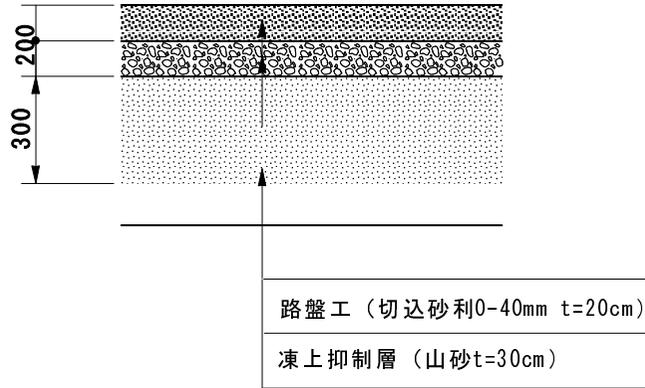


取付道路縦断管

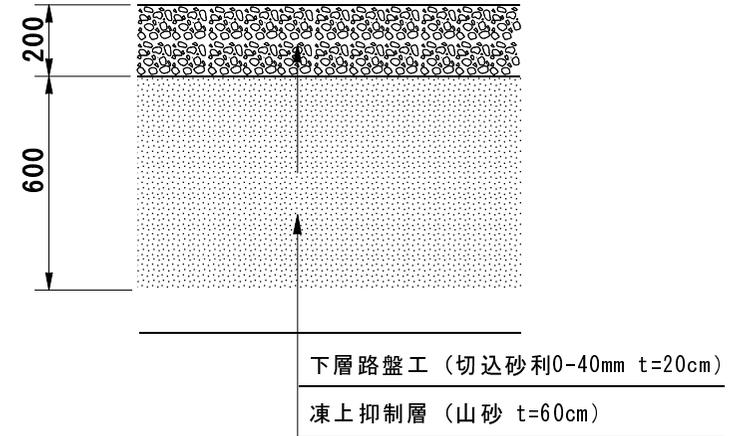


別表
(第3条第3号関係)

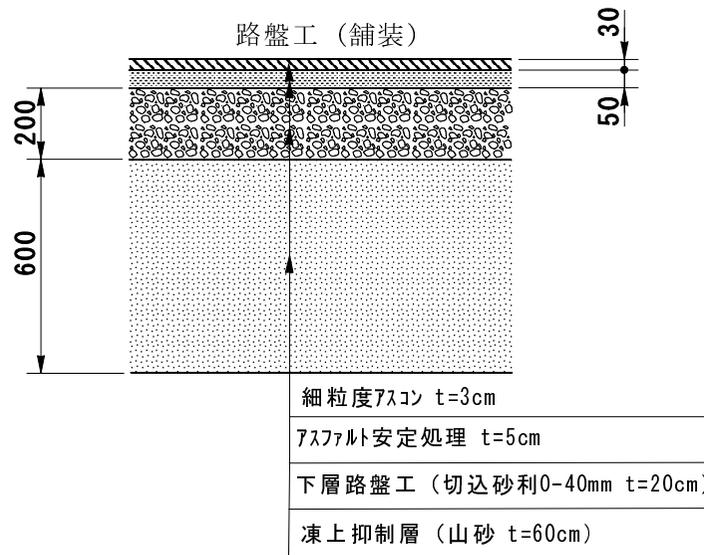
路盤工 (砂利道)



路盤工 (舗装前提)



路盤工 (舗装)

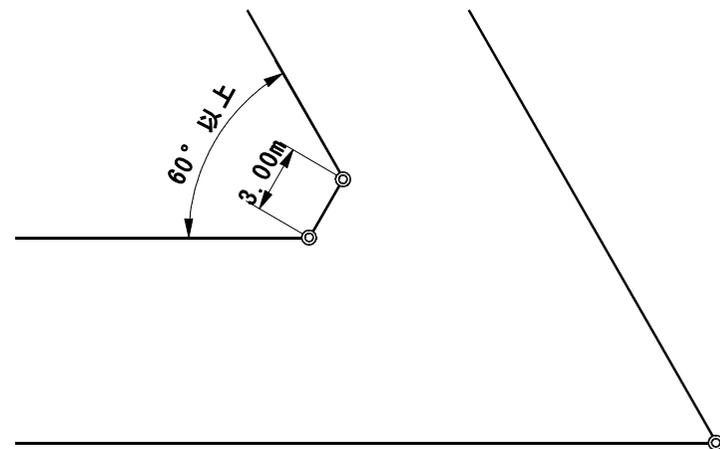
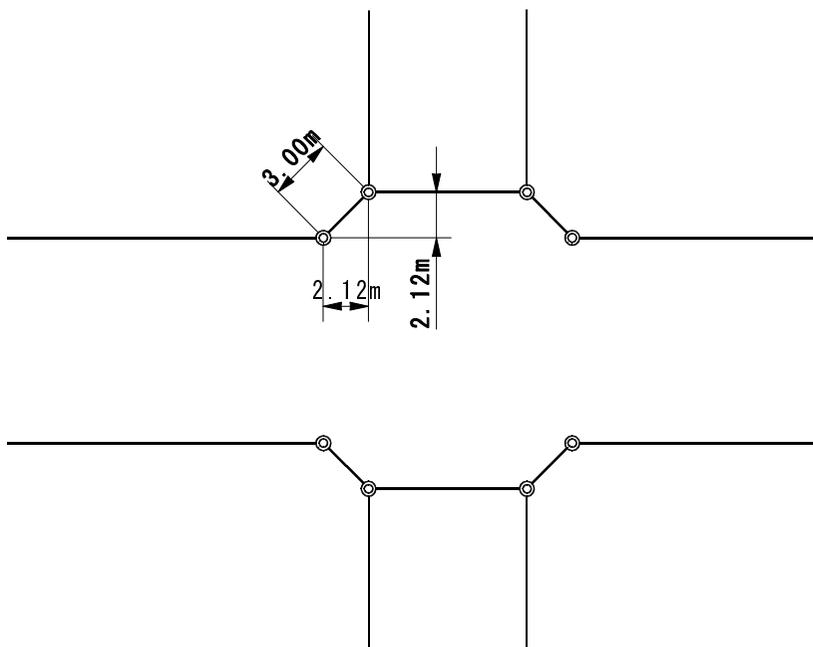


(注) 取付道路については、道路敷地内を本線と同じ路盤構成とし、凍上抑制層の厚さを30cm以上とする。

別表

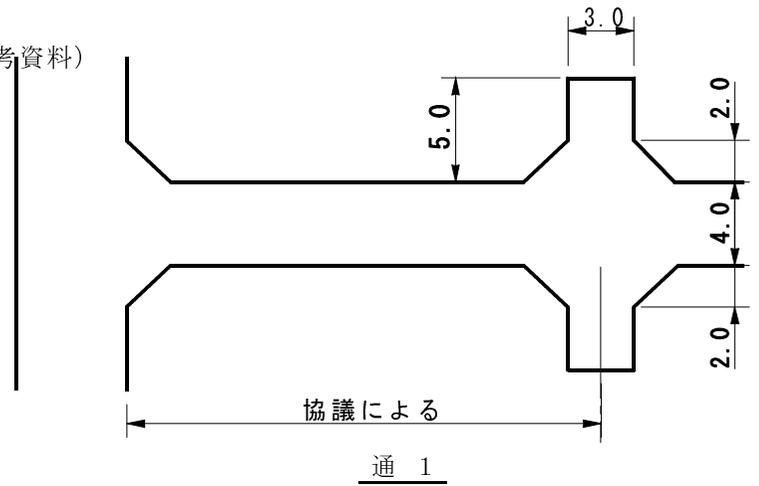
(第4条第2号関係)

角地の敷地の取り方

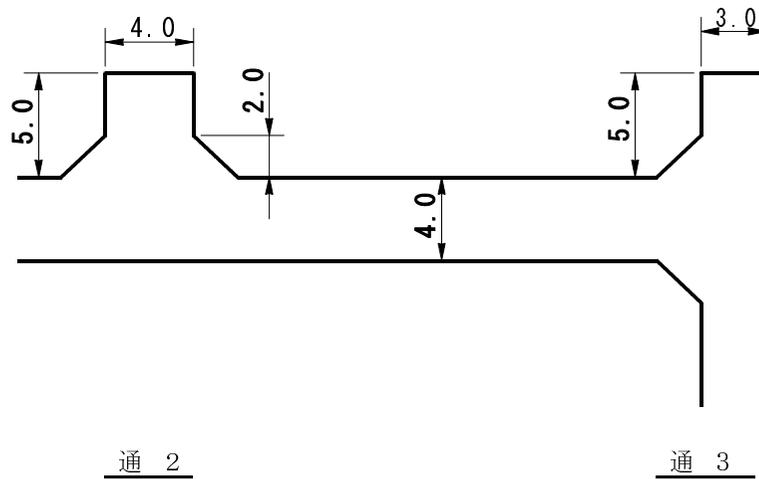


別表

(参考資料)



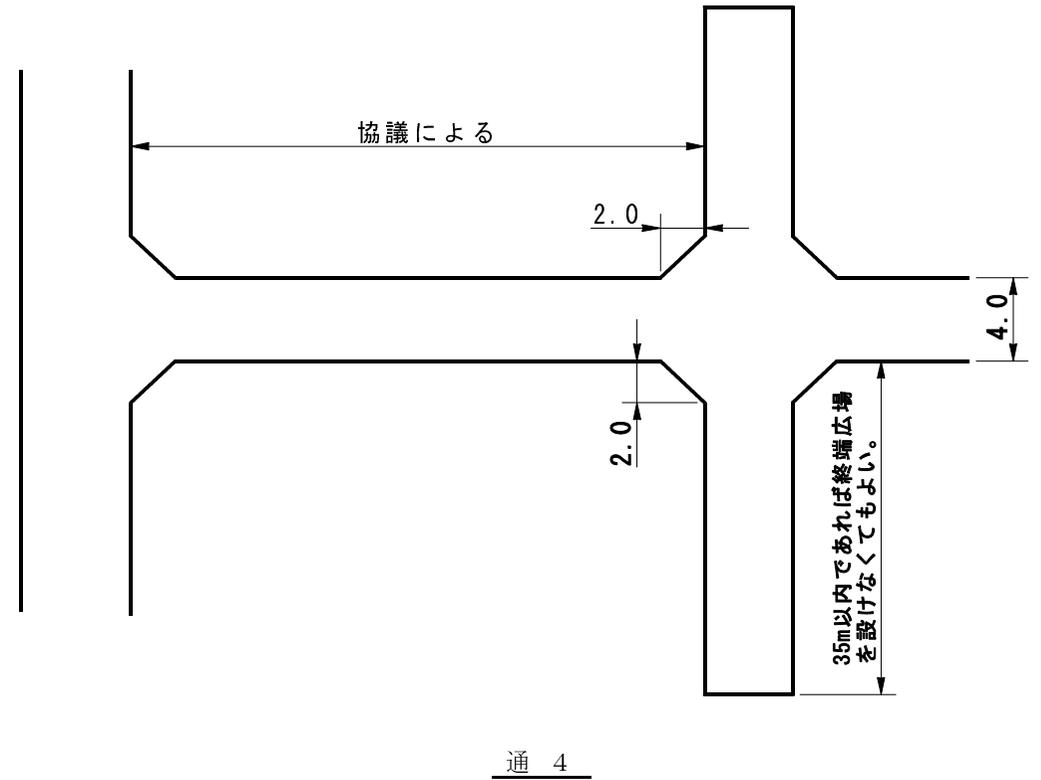
通 1



通 2

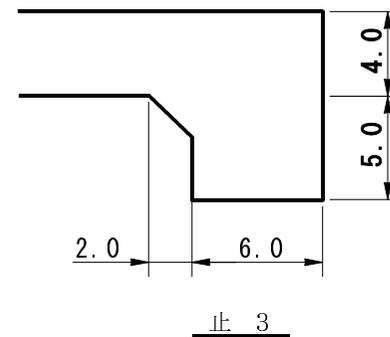
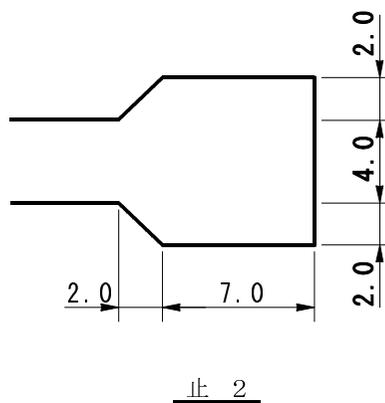
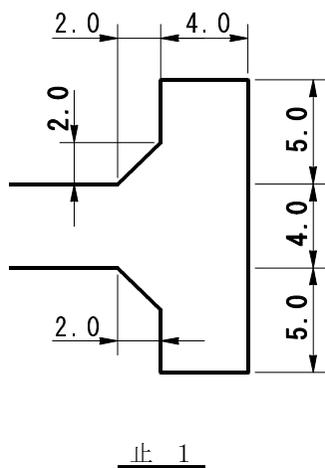
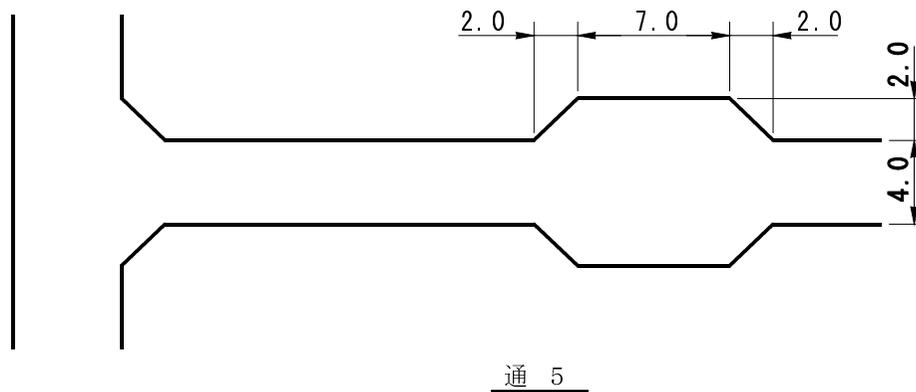
通 3

回 転 広 場



通 4

別表
(参考資料)

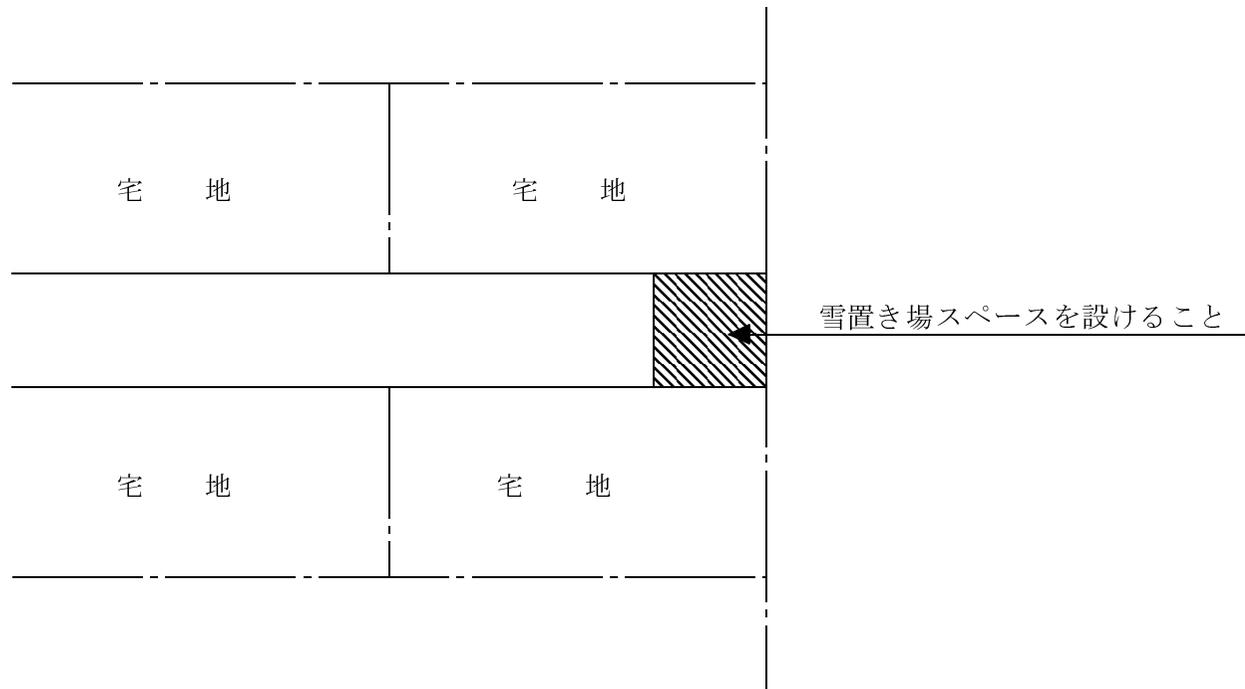


(注) 通とは、35mの区間毎に設置するものと。止とは、道の終端に設置するもの。

別表

(参考資料)

雪置き場スペース



道路標準断面図 (素掘及び張芝側溝タイプ)

